

目次

- I はじめに
- II 講義概要
- III 「実践」することの意義
- IV 「企業法務」の奥深さ
- V おわりに

I はじめに

私は、平成30年度春夏学期、ビジネスロー・コースにおいて開講されていた「実践ゼミ（企業法務）」（以下「本ゼミ」という。）を受講した。僭越ながら、この場を借りて、本ゼミのレビューを行いたい。私が本ゼミで得た経験をここに記すことにより、読者において、このレビューを通じ、一橋大学法科大学院における実践的な教育の一端を窺い知ることができれば幸いと考える。

II 講義概要

まず、本ゼミのレビューの前提として、本ゼミではどのようなことを行うのかにつき、読者の方々にイメージしてもらいたい。そのため、簡単にではあるが、本ゼミの概要を以下で示すことにする¹。

本ゼミは、一橋大学法科大学院「ビジネスロー・コース」で開講されている。当該コースは、「実践的なビジネスロー教育を行う」ことを目的としている²。そのため、当該コースにおける教員は実務家の方々が多く、本ゼミも実務家である池永朝昭弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）が担当教員である。

本ゼミの目的は、「企業法務を実践するにあたり要請される諸原理を学び、金融法務、会社法務の分野において企業の現場で生起している法律問題の検討を通じて、事実の分析、法文解釈と法的・論理的な思考方法によりクライアントに解決方法を提供できるような基礎的能力を身に着けること」にある。

¹ 以下で述べる本ゼミの目的等については、本ゼミの「シラバス」参照<https://mercas.hit-u.ac.jp/Campus/Web/UniversityPortal/Syllabus/WFS02031.aspx?target=_blank&UID=guest>（2018年9月30日最終閲覧）。

² 「2018年度 一橋大学法科大学院 学生便覧」32頁参照（<http://www.law.hit-u.ac.jp/content/files/lawschool/pdf/2018gakuseibinran.pdf>）（2018年9月30日最終閲覧）。

本ゼミの講義は、全 13 回あり、1 回目にオリエンテーションを行い、2 回は中間・期末両課題の解説にあてられ、残り 10 回を大きく分けて、金融法務 5 回、会社法務 5 回に割り振られている。前半の金融法務パートでは、反社会的勢力との対応、損害保険会社の実務、証券会社の実務、資金決済サービス業の実務、銀行の実務、後半の会社法務パートでは、模擬交渉（2 回）、危機管理、モバイル通信事業者の実務、ニュービジネスの実務を扱う。これら各回には、各回のテーマを専門とする現役の企業内弁護士または弁護士の先生が、ゲスト講師として参加する。さらに、会社法務パートでは、交渉の相手方として本ゼミ OB の弁護士の先生を招き、契約紛争に関する模擬交渉を 2 回に渡り行う。

本ゼミの方法は、「金融法務、会社法務の分野に属する問題のケーススタディを行」い、その中心として、「民法・会社法などの基本論点の理解、様々な法律の条文の読み込み方・解釈・論点を学んでいくこととなる」。ケーススタディは、「事前に配布する設問・解説に基づいて、ソクラテスメソッドで行」われる。

以上が本ゼミの概要である。ほとんどシラバスに記載されていることを整理しているだけだが、読者はなんとなくの本ゼミのイメージはつかめただろうか。筆者もこの情報をもとに、第 1 回目の講義を受講しに行った。

Ⅲ 「実践」することの意義

1 受講の理由

「企業法務」とは何かと問われれば、企業を取り巻く法律問題に関して法的等バイスを提供し、または、当該問題を解決することと一応の定義ができると考えられる。このように、一口に「企業法務」といっても、その内容は広範に渡るといえる。

そもそも私は、就職経験がなく、民間企業でのインターンシップや法律事務に関するアルバイトをしたことすらないため、企業法務とは具体的に何を行うかについて、十分な理解を有していなかった。もっとも、弁護士が企業法務にどのように関わっていくのかについては、弁護士事務所へのインターンシップ等への参加によりなんとなくのイメージはついてきた。しかし、その具体的な業務過程や方法については、見当もつかなかった。そこで、私は、本ゼミで「企業法務」の問題解決を「実践」を通して、擬似的ではあるものの、「企業法務」を具体的に経験・把握することにより、自身の将来指針として、ビジネスロイヤーの選択が適切であるかを見定めることにした。

上述したように本ゼミがソクラテスメソッドの方法で行われていたため、必然的に、受講生には、議論に参加し、予習段階では気付かなかった問題点をその場で考察する機会が与えられていた。その結果、濃密な 105 分の講義時間を過ごすことができ、上記講義の目的を達するに足りる十二分な演習をさせてもらったと個人的には感じている。

2 本ゼミでの「実践」とは何か

前記の通り、本ゼミはケーススタディにより行う。これにより、企業法務に携わる弁護士の方々が問題を解決するにあたって採る思考枠組み・基本的な考え方を学ぶ。

講義は、基本的に、各回のゲスト講師の用意する設問に解答する形で進んで行く。用意されたケースは、それぞれのゲスト講師の専門分野に関するものである。前記の通り、金融法務パートでは、反社会的勢力との対応、損害保険会社の実務、証券会社の実務、資金決済サービス業の実務、銀行の実務を扱い、後半の会社法務パートでは、危機管理、モバイル通信事業者の実務、ニュービジネスの実務を扱った。各回における設問の難易度は、それぞれであり、その分野における基本的な考え方を学ぶものから、それを発展させて先端的な問題を考えるものまで幅広い。

このケーススタディが、まさに「実践」そのものであった。なぜなら、各回における設問は、現実に各専門分野において生じた（あるいは生じ得る）問題を取り扱うものであったからである。ゲスト講師の先生や池永先生とともに議論して自己の提示した解答よりもベストな解答を考える作業は、クライアントに対して示すべき解決案を検討する作業そのものである。そして、議論を通じて最終的に到達した解答が、実際にクライアントに対して提示する解答ということになる。しかも、課題が提示されるのは約1週間から3日ほど前であったため、限られた時間の中で、解答を用意する必要があった。このような緊張感のもとで課題に取り組めたことは、実務における緊張感を擬似体験できる貴重な経験であったと感じる。

各回の解決案を検討する過程で重要だったことのひとつは、事実に対する粘着力（事実を抽出・分析する能力）であった。法律を解釈・適用するにあたって、その対象となる事実が何かを確定させ、それがどういう意味を有しているのかを明らかにする必要があるからである。その作業にあたっては、クライアントの事情（例えば、ビジネス内容等）を十分に理解することも大切であると学んだ。

例えば、クライアントが企業不祥事等を起こした場合には、まずは事実関係を調査しなければならない。それが確定しないと、提示すべき対応・改善策が明らかにならないからである。また、例えば、新規事業への規制を検証する場合には、そのビジネスがどのような発展をしていくかを洗い出し、仮にそのような発展をしていったときに適用対象となり得る規制への対応を念頭に置かなければならない。さらに、新規事業への規制を検証した結果、当該新規事業が既存の法律では捉えきれないような疑いがあるときには、規制主体である省庁への相談を要することとなり得るが、その際には、当該新規事業がどのような内容であるかということの詳細に明らかにしなければならない。それとは逆に、既存の規制が新規事業を展開していくなかで不合理な障害となっていると思えるときには、今度は法律側の事実

すなわち立法事実を検証する作業において、事実を分析する能力が求められることにもなってくる。

もうひとつ各回の解決案を検討する過程で重要だったことは、事実を分析して法律を当てはめた結果をしっかりと相手に伝わるようにアウトプットする能力であった。ある問題の解決方法は、論理的には1つとは限らない。しかし、論理的に複数考えられる案から選択された当該解決案が、なぜベストなアンサーとして選択されたのかを説明することが求められる。そうでなければ、クライアント等の聞き手は納得しないからである。ときには、法律の知見を有しない全くの素人を説得する論理を組み立てなくてはならないときもある。そうしたときは特に、相手を効果的に説得できるような展開力が求められることになる。

最後に、これは最も根本的に要求される能力であるが、各回の解決案を検討にあたり、問題の前提となる法律を解釈する能力も当然ながら大切であると学んだ。本ゼミでは、前述のように、様々な専門分野の法律問題を扱った。そこでは、民法、会社法、金融商品取引法をはじめとし、刑法、保険業法、資金決済法、銀行法、個人情報保護法、消費者契約法、旅館業法等といった様々な法律の解釈適用が問題となった。これまで学修してきたなかで扱ったことのない法律の適用を検討することが多くあった。そのようなときには、まず法律の全体像・仕組みを把握し、概説書、規則、ガイドライン等を参照しながら、問題となりそうな規定の文言を丁寧に読み込むことが大切であった。例えば、新規事業に業規制が及ぶのかという問題について、法律の定義に、当該新規事業があてはまるかということが問題となる場合がある。そのようなときには、各種法律が適用を想定していた事態を把握し、法律の趣旨・文言に立ち返り、それが今回問題となっている事業にも当てはまるのかを検証する作業が重要であると学んだ。

以上のように、本ゼミにおける「実践」を通じ、「企業法務」において求められる能力を把握することができた。それは、法解釈能力、事実抽出・分析能力、法律を解釈・適用した結果を伝達する能力であった。これらの能力は、法律家に求められる基本的な能力、つまり司法試験においても求められる能力そのものであったといえる。

3 模擬交渉と「実践」

本ゼミの特徴として、2回にわたり、本ゼミOBの方々と模擬交渉を行うことが挙げられる。模擬交渉では、ある部品取引契約におけるサプライヤー側とベンダー側に分かれ、その部品に関して第三者が提起した特許権侵害訴訟に関し、その費用負担に関する和解契約締結の交渉を行った。受講者2名チーム対先輩OB弁護士2名チームで模擬交渉は行われた。

交渉課題では、複数の論点が提示されていた。そのため、交渉準備では、まず論点に沿ってこちらに有利・不利な事実を洗い出した。その作業のなかで、交渉においては契約上どのようにリスク配分されていたか問題になるから、契約条項の文言解釈も行った。そのうえ

で、こちら側に有利なストーリーを組み立て、相手方に有利なストーリーを想定してこれに対する反論も組み立てた。

交渉当日は、相手方である現役弁護士のOB先輩方の議論に引っ張られて、こちら想定した土俵に相手方を引き込むことがなかなかできなかった。相手側は自分の土俵に議論を運ぶことがうまく、こちら側の論理を前提として議論を展開することが難しかった。そのため、相手側がこだわる論点を潰すことに終始してしまった感があった。このような交渉となってしまったのは、相手方の主張する論理を瞬時に把握して回答するという瞬発力が不足していたことに原因があるといえる。

模擬交渉により得た教訓は、その準備が重要で、その準備で求められる能力は、やはり、事実を抽出・分析する能力と、法解釈能力であったといえる。さらに、交渉当日において特に重要なのは、法律を解釈・適用した結果を伝達する能力の一環として、瞬時に、事前準備を踏まえた知識を前提として、議論を組み立て、相手を説得する能力にあると感じた。

このように、演習形態は通常の本ゼミにおける講義と違えども、(模擬)交渉で求められる能力というものは、前記法律家に求められる基本的な3つの能力であると実感することができた。

IV 「企業法務」の奥深さ

弁護士業務を実際に行ったことのない一学生がそんなこと語る権利があるのかと読者は思うかもしれないが、以下ではあくまでも、私が、本ゼミを受講して得た経験や認識に基づき、「企業法務」の奥深さについて述べたい。これにより、本ゼミが、前記講義目的を超えて、学生に与えているものがあったということを伝えたい。

前述のように、本ゼミでの「実践」を通じて、私は、法律家が企業法務において求められる基本的な能力は、法律家として求められる基本的能力にほかならないという理解を得た。企業法務を扱う者は、基本的には法律家であるのだから、当たり前のことを認識したにすぎない。しかし、本ゼミを通じて、池永先生や各講義を担当した実務家であるゲスト講師の先生のお話を直接伺うことにより、「企業法務」特有の面白さというものに私は触れることができたのではないかと考える。

「企業法務」特有の面白さとは、最先端あるいは未知の法的問題を扱うことが比較的に多いということである。これは、「企業法務」の対象が、ビジネスに関する法的問題を取り扱うという点から導かれものであるといえる。ビジネスは、日々前進し、発展している。そのため、そこには日々新たな法的問題が生成し、「企業法務」を扱う法律家には、その問題を検討する機会が多く与えられることになるといえるのだと思う。

そのような先端的あるいは未知の法律問題を解決することは、目の前のクライアントを救済するということにとどまらない意義を有するといえると思う。すなわち、最先端・未知

の問題に取り組み、その解決策が法的にも社会的にも適切・妥当なものであれば、次に同様の問題に直面した者に対して、間接的にはあるものの、解決案を提示したことになる。このことは、一面において、自身が、ある種の実例の形成に寄与したことにもなるといえるかもしれない。そして、そうした法律問題解決を通じて得た知識、問題解決のプロセス、法律解釈といった実務経験の集積について、論文や書籍により体系化すれば、特定の問題に関する解決策を広く社会に共有するという点で、微力ながらも、法律家が、社会の発展に貢献できることにもなるといえる。このように社会的な広がりのあるといえる「企業法務」の実務に、法律家として関われることは、大きな魅力であると思える。さらに、法律家個人としても、最先端・未知の問題に取り組めることは、知的好奇心を満たすという観点からして、やりがいを感じるものともいえるかもしれない。

このように「企業法務」の対象は広範で、かつ、先端的である場合が多く、「企業法務」の新たな問題は、日々生成されていくといえる。また、「企業法務」に関するある問題を解決することによって、他の法律問題も一挙的に解決できる可能性があるという点において、「企業法務」における法律問題の解決が、社会に対して大きな貢献をする可能性があるものともいえる。この2点に、「企業法務」の奥深さと魅力をみいだせるのではないかと個人的には感じている。

V おわりに

本ゼミにおける「実践」に関しては、検討問題を具体的に紹介できなかったため、かなり漠然として紹介となってしまったが、読者において、本ゼミの雰囲気や少しでも理解していただけただけならば幸いです。そしてこれにより、一橋大学法科大学院における実践的な教育の一端を窺い知ることができればと思います。なによりも、読者には、最後まで乱筆乱文におつきあいさせてしまい、大変申し訳なく思う次第であります。

最後に、池永先生をはじめとし、各回のゲスト講師の先生のみならず、本ゼミを通じてお世話になった本ゼミOB・OGのみならず、本ゼミをともに支えてくれた学友には、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。そして、今回、上記テーマでの寄稿の機会を与えてくれた岡田一輝編集委員にも、この場を借りして、心より感謝申し上げます。

以 上